

平成 29 年 司法書士本試験

本試験<詳細>分析会

講師レジュメ

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

講師レジュメ①・午前択一

辰巳専任講師 松本 雅典 講師

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法) *	合計
組合せ	H29	1	20	3	6	30
	H28	3	16	3	6	28
	H27	2	18	3	9	32
	H26	2	15	3	9	29
	H25	3	16	2	9	30
単純 正誤	H29	1			3	4
	H28		4		1	5
	H27	1				1
	H26	1				1
	H25		2			2
個数	H29	1				1
	H28				2	2
	H27		2			2
	H26		5			5
	H25		2	1		3

*会社法（商法）は、平成18年度～平成27年度は、平成21年度第27問（単純正誤問題）を除き、組合せ問題のみだったが、平成28年度から単純正誤問題・個数問題が出題されるようになった。

2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	H29	3	20	3	9	35
	H28	3	20	3	9	35
	H27	3	20	3	9	35
	H26	3	19	3	8	33
	H25	2	19	3	8	32
学説	H29	(2) *				(2)
	H28					0
	H27					0
	H26		1		1	2
	H25	1	1		1	3

*第2問・ウと第3問・エ・オ（かつての刑法の出題形式）

3. どこまで聞いているのかわかりにくい肢

- ・第3問（条約）・ア
- ・第25問（正当防衛）・オ
- ・第29問（自己株式と自己新株予約権）・5（自己株式の処分について）

2 平成 29 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（7月6日〔木〕時点）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の3つに分けています。

- ・ A：70%以上
- ・ B：70%未満～40%以上
- ・ C：40%未満

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
H29	A		14	2	5	21
	B	1	6	1	3	11
	C	2			1	3
H28 基準点：25 問	A	1	15	2	2	20
	B	2	3	1	3	9
	C		2		4	6
H27 基準点：30 問	A	3	18	3	6	30
	B		2		2	4
	C				1	1

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、平成 29 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』のものです。過去問は、辰巳法律研究所の『択一過去問本』（平成の過去問・昭和の一部の過去問）のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「**過**×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「**テ****過**×」のマークをつけている問題：テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第1問 ⓪ ×	①	62.2%	B	T	P72	
	②			T	P74	
	③			T	P75	(17-1-ア)
第2問 ⓪ ×	ア	29.7%	C	T	P178	
	イ			T	P177	
	ウ			T	P175	(20-3-ウ)
	エ			T	P173	
	オ			T	P171	
第3問 ㊦ ⓪ ×	ア	38.3%	C	T	P130	
	イ					
	ウ			T	P129	
	エ			T	P189	(17-2-5)
	オ					
第4問 ⓪ ×	ア	70.7%	A	T	I・P25 (27) I・P25 (27)	(23-4-オ)
	イ			T	I・P26 (27) I・P26 (27)	(2-14-ウ) 63-3-3
	ウ			T	I・P28 I・P28	9-1-4
	エ			T	I・P86 I・P86	9-1-3
	オ			T	I・P21 I・P21, 22	25-4-イ, 15-4-オ
第5問 ⓪ ×	ア	45.9%	B	T	I・P63	6-5-ア, 3-21-イ
	イ			T		20-5
	ウ					
	エ			T	II・P275 (314)	
	オ			T	II・P374	17-4-オ, 12-19-ウ

第6問 ⑥ ×	ア	87.4%	A	T	I・P130	15-7-イ, 11-2-エ, 5-3-イ, 1-2-5
	イ			T	I・P133	24-6-ウ, 9-4-カ
	ウ			T	II・P72, 65	19-19-オ, 13-15-ア, 5-3-ア
	エ					
	オ			T	I・P132・127	
第7問	ア	88.3%	A	T	I・P316	24-8-2, 20-14-オ, 8-15-1
	イ			T	II・P207	14-8-イ, 11-16-ア, 8-15-4
	ウ			T	II・P211	25-10-ア
	エ					
	オ			T	I・P224	24-9-ア, 19-10-ウ, 15-11-ア, 14-8-オ, 10-9-オ, 8-10-1, 5-10-ウ, 4-11-ウ
第8問 ⑥ ×	ア	68.5%	B	T	I・P165	26-8-ウ, 18-10-オ, 6-9-オ
	イ			T	I・P69 (111)	
	ウ					
	エ			T	II・P206	28-18-エ, 20-9-ウ, 8-9-ア
	オ			T	I・P151	24-8-4, 18-11-イ, 14-8-エ
第9問	ア	89.6%	A	T	I・P202	23-9-イ, 22-8-オ, 15-9-ウ, 5-17-4
	イ			T	I・P203	7-10-5 (1-3-1)
	ウ			T	I・P194, 201	27-9-イ (16-13-ア)
	エ			T	I・P203	23-9-オ
	オ					
第10問	ア	93.2%	A	T	I・P215	62-12-4
	イ			T	I・P233	28-10-1, 18-13-オ (11-12-イ)
	ウ			T	I・P235	(28-10-2)11-12-オ (22-10-エ)
	エ			T	I・P238	62-7-3
	オ			T	不II・P273	(午後 23-16-ウ)

第11問	ア	80.6%	A	T	I・P245	13-9-ア, 5-13-8 コ目・9 コ目の空欄
	イ				I・P255	19-11-ア, 11-14-ウ
	ウ			T	I・P261, 先取特権レジュメ	1-9-2
	エ			T	I・P273	19-13-ウ, 14-7-ア, 1-10-4
	オ			T	I・P281	7-17-3
第12問	ア	86.0%	A	T	不Ⅱ・P73	2-15-イ
	イ					
	ウ			T	I・P324	22-13-ウ, 22-13-エ, 14-9-ア, 14-9-ウ, 6-10-1, 6-10-2
	エ			T	I・P318	(9-17-2, 2-15-イ)
	オ			T	I・P324	22-13-ア, 22-13-イ, 14-9-イ, 14-9-エ, 6-10-3, 6-10-4
第13問	ア	72.1%	A	T	I・P305	23-14-イ, 14-6-ア, 1-11-ア
	イ			T	I・P302	21-14-イ, 12-16-1, 6-13-ウ, 1-11-ウ
	ウ					
	エ			T	Ⅱ・P204	24-7-イ, 18-13-ア
	オ			T	Ⅱ・P205	7-5-1
第14問 ⑥ ×	ア	86.0%	A	T	不Ⅱ・P139	
	イ			T	不Ⅱ・P158	(午後17-19-オ)
	ウ			T	不Ⅱ・P155, 200	(17-16-オ) 午後16-18-ア (午後14-20-5) 午後1-17-4
	エ			T	不Ⅱ・P200, 205	
	オ			T	不Ⅱ・P105	
第15問	ア	92.8%	A			
	イ			T	I・P354	19-13-エ, 15-12-ウ
	ウ			T	I・P345	21-15-ウ
	エ			T	I・P345	24-15-イ
	オ			T	I・P344	19-12-ウ

第16問	ア	54.1%	B			
	イ			T	I・P142	22-19-ウ, 19-17-イ
	ウ			T	II・P171	23-17-イ, 15-6-エ
	エ			T	II・P13, 149	7-8-ア (1-15-2)
	オ					
第17問	ア	92.8%	A	T	II・P23	(22-16-イ) 8-6-3, 3-18-ア
	イ			T	訴・P24	午後12-2-ウ
	ウ			T		22-16-エ
	エ			T	II・P24	(60-4-1)
	オ			T	II・P25	10-5-4, 2-5-2
第18問	ア	70.3%	A			
	イ					
	ウ			T	I・P293	28-12-オ, 24-13-オ
	エ			T	II・P221	
	オ			T	I・P259	17-11-エ
第19問 ㊦ ㊧ ×	ア	43.2%	B			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第20問	ア	80.6%	A	T	II・P325	23-20-エ, 8-18-イ
	イ			T	II・P291	23-20-ア
	ウ			T	II・P287	
	エ			T	II・P324	26-20-ウ, 13-18-ウ
	オ			T	II・P326	
第21問	ア	53.2%	B	T	II・P335・336	
	イ			T	II・P335	28-21-イ, 12-22-ウ, 6-21-オ
	ウ			T	I・P15	22-21-オ, 14-20-イ
	エ			T	II・P328	14-20-エ (12-22-オ)
	オ			T	II・P336	14-20-ア

第22問	ア	79.3%	A		Ⅱ・P393	(11-19-ア)7-19-3, 5-20-3
	イ			T	Ⅱ・P398	12-18-エ, 5-20-1
	ウ			T	Ⅱ・P392 不Ⅰ・P253	
	エ			T	Ⅱ・P390	午後 26-21-イ, 25-22-エ, 22-22-エ(18-24-ウ)8-20-エ, 2-23-4, 午後 27-25-ウ, 午後 5-26-1
	オ			T	Ⅱ・P386	19-23-エ, 11-18-ウ
第23問 ④ ×	ア	54.5%	B	T	Ⅱ・P400	25-23-イ
	イ			T	Ⅱ・P403	25-23-ウ, 16-22-2, 10-20-オ, 6-19-エ
	ウ			T	Ⅱ・P403	2-21-5
	エ			T	Ⅱ・P402	(16-22-3)
	オ			T	Ⅱ・P358	
第24問	ア	90.1%	A	T	P116	23-25-ウ
	イ			T	P116	23-25-オ
	ウ			T	P43	18-25-エ
	エ					
	オ			T	P116	23-25-イ
第25問	ア	81.5%	A	T	P46	
	イ			T	P44~45	18-27-イ
	ウ			T	P47	25-25-ウ, 21-25-オ, 18-27-オ,
	エ			T	P50	60-25-3
	オ			T	P46	21-25-ア
第26問	ア	63.1%	B	T	P128	9-25-ア
	イ			T	P164	4-27-ウ
	ウ			T	P165	
	エ			T	P161	
	オ			T	P161	7-25-1

第27問 ㊦ ㊧ ×	ア	64.0%	B			
	イ					
	ウ					
	エ			T	I・P57, 72	
	オ				I・P56	25-27-ア
第28問	ア	71.6%	A	T	I・P127	
	イ			T	I・P127	
	ウ			T	I・P103	27-29-ア, 18-30-ウ
	エ			T	I・P142	20-30-エ, 17-34-ウ
	オ			T	I・P142	
第29問 ㊧ ×	1	38.3%	C		I・P195	
	2				I・P199~200, 194~195	
	3			T	I・P203 II・P15	19-32-ウ, 6-28-オ
	4				I・P200	25-29-エ, 15-31-ア
	5			T	I・P223, 286	15-31-ウ, 23-29-エ
第30問 ㊧ ×	ア	40.5%	B	T	I・P406	(22-30-ア)
	イ			T	I・P413	
	ウ			T	I・P414	
	エ				I・P429, 411	(21-29-ウ)
	オ			T	I・P407	25-31-エ
第31問 ㊧ ×	ア	51.8%	B	T	I・P435	
	イ			T	I・P435	
	ウ			T	I・P339	
	エ			T	I・P452	
	オ					
第32問	ア	81.5%	A	T	II・P15	
	イ			T	II・P18	25-33-イ, 22-32-イ
	ウ			T	II・P16	(18-28-ウ)
	エ			T	II・P35	(午後 28-32-エ) 23-32-ア, (5-33-1)
	オ			T	II・P31	19-32-エ

第33問	ア	84.7%	A	T	Ⅱ・P115	20-35-オ
	イ			T	Ⅱ・P100	24-33-ウ
	ウ			T	Ⅱ・P109	25-34-オ
	エ			T	Ⅱ・P133	
	オ			T	Ⅱ・P111	8-35-4
第34問 Ⓢ ×	1	71.6%	A	T	Ⅱ・P147	
	2			T	Ⅱ・P144	午後21-35-エ
	3			T	Ⅱ・P144	
	4			T	Ⅱ・P147	
	5			T	Ⅱ・P147	
第35問	1	91.9%	A	T	Ⅱ・P374	3-32-5
	2					
	3			T	Ⅱ・P426	60-31-4
	4				Ⅱ・P428	
	5			T	Ⅱ・P428	21-35-ウ(3-32-4, 2-34-2)

3 内容および平成 30 年度の対策

1. 各科目の平成 29 年度の内容および平成 30 年度の対策

注意

平成 29 年度の傾向のみから平成 30 年度の対策を考えず、近年の傾向から考える。

科目	分野	平成 29 年度の内容	平成 30 年度の対策
憲法	総論	①なし ※28-2で、「主権の概念」というこれまでと違った傾向の出題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法の分類 <ol style="list-style-type: none"> 1. 内容による分類 <ul style="list-style-type: none"> 形式的意味の憲法 <ul style="list-style-type: none"> : 憲法という名前がついていれば憲法。内容は問わない。 ex. 日本国憲法 固有の意味の憲法 <ul style="list-style-type: none"> : 国家の統治の基本を定めていれば憲法 ex. 日本国憲法 実質的意味の憲法 <ul style="list-style-type: none"> : 特定の内容を有すれば憲法。形式は問わない。 立憲的意味の憲法 <ul style="list-style-type: none"> : 固有の意味の憲法で、自由主義に基づいていれば憲法 ex. 日本国憲法 2. 形式による分類 <ul style="list-style-type: none"> 成文憲法: 憲法典の条文の形式による憲法 ex. 日本国憲法 不文憲法: 憲法典の条文の形式によらない憲法 ex. イギリスの憲法（権利章典，国会法など） 3. 改正のしやすさによる分類 <ul style="list-style-type: none"> 硬性憲法: 憲法改正に特別の手続を要する憲法 ex. 日本国憲法 軟性憲法: 通常の立法手続と同じ要件で改正できる憲法 ex. イギリスの憲法

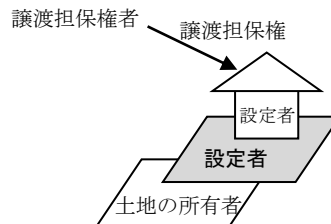
	人権	①判例の流れが問われた (第1問)	①判例の流れを説明した講義またはテキストを利用する ②判旨は、22-2 および 24-1 の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 ③新しい判例の対策は重視する必要なし
	統治	①条文問題の4年連続の出題(第2問・イ・エ, 第3問・ア・ウ, 28-3, 27-2, 26-2)	①条文の音声学習を行う ②条文知識の思い出し方を考える
	学説問題	①4年ぶりに復活(第2問・ウ, 第3問・エ・オ)。かつての刑法のような出題形式。 ※3年連続出題がなかった(H26~28)	①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は記憶 ∵憲法の学説問題は、民法と異なり、知識がないと正解できないものが多い →それ以外は、(答練・問題集)・模試で問題演習
民法	学説問題	①なし ※3年連続(H27~29)	①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は記憶。 ただし、出題確率は低いので、重視はしない。 →過去問で出ている学説問題の肢をすべて記憶する必要はない。それよりも、解法を軸とした演習のほうが効果的。
	総則	①典型論点からの出題 ・行為能力(第4問) ・意思表示(第5問) ・時効(第6問) →平成22年度から総則の出題が3問に減少したため、「行為能力、意思表示、代理、時効」でも、出ない論点が1~2つほどある。近年では、これらのうち時効が最も出ている(H24~29)。 ②考えさせられる事例問題が時効で多い(第6問。28-6, 26-6, 25-6)	①これまでどおり ②総則は、1問は考えさせられる事例問題が出ることが考えられるので(特に時効)、過去問・答練・模試で事例問題の練習

<p>物権 総論</p>	<p>①典型論点からの出題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物権的請求権 (第7問) ・不動産の物権変動 (第8問) ・占有回収の訴え (第9問) ・地上権と地役権 (第10問) 	<p>①これまでどおり</p>
<p>担保 物権</p>	<p>①出題論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・典型担保の総合問題1問 (第11問) ・抵当権2問 (第12問, 第13問) ・根抵当権1問 (第14問) ・非典型担保 (譲渡担保権・代理受領) 1問 (第15問) <p>②抵当権と譲渡担保権 で、未出判例があまり 問われていない (第13 問・ウ, 第15問・ア)</p>	<p>①抵当権・譲渡担保権以外の担保物権はこれまでどおり</p> <p>②抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす</p> <p>【譲渡担保権の未出判例】</p> <p>■譲渡担保とは</p> <p><u>①最判平18.2.7</u></p> <p>買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約と解するのが相当である。</p> <p>∴判例は、契約の形式にとらわれることなく、担保の実質に即してどのような担保かを判断しようとする姿勢をとってきている。</p> <p>■譲渡担保権の法的構成</p> <p><u>②最判平5.2.26</u></p> <p>譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に、損害保険から得られる被保険利益は、譲渡担保権者と設定者がそれぞれ有する。</p> <p>∴近時の判例は、譲渡担保の法的構成について「所有権は譲渡担保権者に移転するが、設定者にも一定の物権は残っている」と考えていると解されているので (判例の正確な位置づけを記憶する必要はない)、譲渡担保権者と設定者に被保険利益が認められたと考えられている。</p> <p>■集合動産譲渡担保の対抗要件</p> <p><u>③最判昭62.11.10</u></p>

集合動産譲渡担保の場合、譲渡担保権者は、一度集合動産について対抗要件（占有改定など）を備えれば、流入してきた動産について1つ1つ対抗要件を備える必要はない。

■譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲

※下記④⑤の判例の事案



④最判昭40.12.17

借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、設定者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾は不要である。

∵民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。

⑤最判平9.7.17 (28-15-エで出題)

借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、譲渡担保権者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾が必要である。

∵民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。

■受戻権

⑥最判昭57.1.22

譲渡担保の設定者の受戻権は、消滅時効にかからない。

∵一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。

	債権	<p>①不当利得が初めて丸1問出題（第19問）。難問。</p> <p>②債権法の改正の影響（第16問・ア・エ，第17問・イ・オ，第18問・イ・エ・オ，第14問〔根抵当権〕・オ。28-16，28-17，28-18）</p> <p>※錯誤（第5問）は債権法の改正の影響か不明。</p>	<p>①難問対策は不要</p> <p>②債権法の改正を意識した講座またはテキストを利用する</p>
	親族	<p>①複雑な事例問題なし</p> <p>②2年連続で後見からの出題（第21問。28-21）</p>	<p>①複雑な事例問題（ex. 26-20）が苦手な方は，事例問題の対策を少し多めにする</p>
	相続	<p>①複雑な事例問題・計算問題（第23問）</p> <p>②2年連続で遺留分の出題（第23問。28-23）</p>	<p>①複雑な事例問題（ex. 25-22，24-23）が苦手な方は，事例問題の対策を少し多めにする</p>
刑法	出題論点	<p>①例年どおり出題実績のある論点からの出題</p>	<p>①出題実績のないマニアックな論点は，余裕がない場合は捨てる</p> <p>【共犯の最新判例】</p> <p><u>判例（最決平24.11.6）— 承継的共同正犯（*）に関する判例</u></p> <p>*承継的共同正犯：ある者が実行行為に着手し，これが終了しない間に，別の者が共同実行の意思をもって，その実行行為に加担すること</p> <p>YらがAらに暴行を加え傷害を負わせた後に，XがYらと共謀加担のうえ，さらにAらに暴行を加え，重い傷害の結果が生じた場合，<u>Xは，共謀加担前にYらが生じさせた傷害結果については傷害罪の共同正犯としての責任を負わず，共謀加担後の暴行により生じた結果についてのみ傷害罪の共同正犯としての責任を負う。</u></p> <p>Xの行為は，共謀加担前に生じた傷害結果との間に因果関</p>

			<p>係がないからである。</p> <p>②知識を抽象化して、抽象化したものを当てはめられたかが問われることもあるので (28-24・エ・オ, 28-25・ウ・エ, 27- 24-ア・イ・ウ), 単に1つ1つの事例を記憶するのではなく、「視点」(特に保護法益からの視点)を意識して判例・裁判例の知識を増やす</p>
	学説問題	<p>①なし</p> <p>※13年連続(平成16年度以来なし)</p>	<p>①学説対立をすべて捨てるのは恐いが、過去問で出題された学説(すべてCランク)に絞って、サラッと学習する程度にとどめる</p>
会社法 (商法)	難易度	<p>①難問(第27問)</p> <p>②昨年度と比べると易化(昨年度は難)</p>	
	平成26年改正	<p>①0/45肢</p> <p>cf. 昨年度は, 13/45肢 (28-27-エ, 28-30-オ, 28-31, 28-33-エ, 28-34)</p>	<p>①来年度以降は改正点が出ると思われるので, 改正点も通常どおり学習</p>
	予備試験との関係	<p>・第32問・イ=予備試験 商法第23問・5</p> <p>・第32問・ウ=予備試験 商法第23問・2</p>	<p>①予備試験の短答問題を解く</p>
	設立	<p>①難化傾向</p>	<p>①答練・模試の知識を拾う</p> <p>②純粋な設立以外の肢が含まれることが多いため(ex. 28-27-オ, 27-27-エ・オ, 26-27-イ・オ, 24-27-ア), 「純粋な設立以外の肢も含まれる」と想定して解く</p>
	判例	<p>①第27問・ア, 第35問・2・3</p>	<p>①テキスト掲載の判例が少ないなら“少し”判例知識を増やす</p>
	学説問題	<p>①なし</p> <p>※3年連続(H27~29)</p>	<p>①これまで出題された会社法の学説問題は, 知識で対応するのは困難なので(26-31, 25-32, 22-31), 特段の対策はしない</p>
	商法	<p>①商法総則からの出題(第35問)</p>	<p>①商行為各論まで学習したほうがいい。ただ, 商行為各論を重視はしない。</p>

2. 全肢（少なくとも間違えた問題）とテキスト・過去問を照らし合わせる

3. 「択一再現」を行う（思考過程を書き出す）

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∵ そうしないと成長しない

ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった

ex2. 刑法の苦手意識は克服できた

ex3. （専業受験生の方）1日の勉強時間が10時間をきることはなかった

ex4. （兼業受験生の方）1日5～6時間勉強できた

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	All About で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【近日開催公開講座】

東京本校

- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像（無料・ご予約不要）

7月9日（日）18：15～21：30

松本雅典

※新発売の『リアリスティック不動産登記法』を使用した講座です。

- ・受験経験者こそ基礎からリアリスティックで！（無料・ご予約不要）

7月15日（土）17：00～18：00

松本雅典

- ・『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』出版記念講演会（無料・ご予約不要）

7月15日（土）18：30～19：30

松本雅典

- ・司法書士試験&行政書士試験に短期間で受かるための
新☆過去問活用術～本当の過去問の使い方とは～（無料・ご予約不要）

7月17日（月・祝）14：00～15：30 東京本校 LIVE

山田斉明先生（行政書士試験講師）

松本雅典（司法書士試験講師）

大阪

- ・本試験詳細分析会（無料）

7月16日（日） 梅田外部会場（コンベンションルーム AP 大阪梅田東・Cルーム）

13：00～14：00 午前択一 朝倉先生

14：05～15：05 午後択一 田端先生

15：10～15：55 不動産登記（記述） 松本

16：00～16：45 商業登記（記述） 小玉先生

※大阪は事前予約制です（大阪本校 06-6311-0400 までお電話ください）

- ・『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』出版記念講演会（無料）

7月16日（日）17：30～18：30 梅田外部会場（コンベンションルーム AP 大阪梅田東・Cルーム）

松本雅典

※大阪は事前予約制です（大阪本校 06-6311-0400 までお電話ください）

講師レジュメ②・午後択一

辰巳専任講師 朝倉 日出男 講師

【出題パターン】

	平成 29 年	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
組み合わせ	34 問	33 問	29 問	27 問
個数		1 問	3 問	7 問
正誤	1 問	1 問	3 問	
空欄補充				1 問
基準点	?	24 問	24 問	24 問

- ・個数問題無。
- ・基準点予想は 25 問 (24 問の可能性も有)。
- ・時間的制約から基準点は午前と比較すると、どうしても低くなる。

【ランク】

	民事 訴訟法	民事 保全法	民事 執行法	司法 書士法	供託法	不動産 登記法	商業 登記法
A	3	1		1	2	9	7
B	2		1		1	4	1
C						3	

※A・・・基本問題 (是非得点したい問題)。

B・・・実力差が出る問題 (合否の差が付く問題)。

C・・・平均的なテキスト&過去問でも解答不可(失点しても気にする必要無い問題)。

- ・B&C ランク問題が不動産登記法に固まっている。
- ・不動産登記に関して文章が長い。

【傾向】

1.民事訴訟法

論点のほとんどは条文問題で構成されている。

条文 21 脚、趣旨・理解 2 脚、判例 2 脚。

勝負所は条文問題と趣旨・理解。

判例は過去問出題分だけに留めておくこと（深追いは厳禁）。

出題論点自体は、固定されている。

訴訟の流れを踏まえながら、過去問、テキストをしっかりと学習すること。

第 1 問	第 2 問	第 3 問	第 4 問	第 5 問
A	B	B	A	A

2.民事保全法

例年通り、基本的な条文問題のみで構成されている。

過去問、テキストの射程圏内。

条文の読み込みも有益である。

第 6 問
A

3.民事執行法

間接強制というマイナー論点からの出題（20-7）。

だが、脚ア（20-7イ）及び脚ウ（20-7エ）で組み合わせることが可能。

過去問の重要性を再認識させられる科目。

あくまで、過去問、テキストの学習に留めておくこと。

範囲対効果の悪い科目。

第 7 問
B

4.司法書士法

登録・業務・司法書士法人からの出題可能性大。

こちらも過去問、テキストで十分対応可能。

第 8 問
A

5. 供託法

過去問に忠実ないわゆる取らせる問題が出題される傾向が高い科目。

過去問&テキストで取りこぼさないように（特にマイナー論点）。

※執行供託はイメージが大切！

第9問	第10問	第11問
A	A	B

6. 不動産登記法

本年度択一で一番得点しづらかった科目。

未出判例。

事案把握力が必要とされる

第12問	第13問	第14問	第15問	第16問	第17問	第18問	第19問
B	B	A	A	C	A	C	A

第20問	第21問	第22問	第23問	第24問	第25問	第26問	第27問
C	A	A	B	A	B	A	A

7. 商業登記法

本年度は、不動産登記と比較すると得点しやすい。

第28問	第29問	第30問	第31問	第32問	第33問	第34問	第35問
A	A	A	B	A	B	A	A

※ランク付けはあくまで分析結果に基づく理論上のもの。

【これからやるべこと】

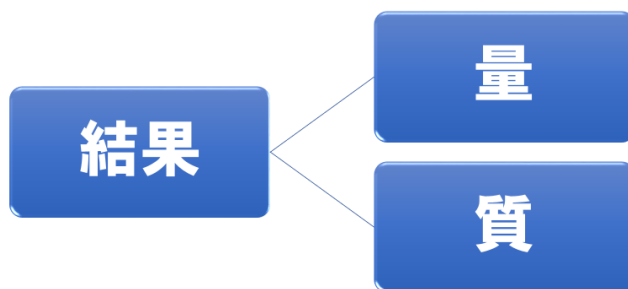
① 徹底した自己分析

PDCA

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

- ・過去問
- ・テキスト
- ・趣旨・理由

- ・得点できる・できないは決して頭の良し悪しではない。
「正しい学習法」を確立しているかどうかの差！
- ・得点に結び付けるとは？



- ・ゴールから逆算して考える。
- ・試験に合格するための勉強に徹する（無自覚のまま学者になって自己満足していないだろうか？）。
- ・基礎を徹底する（出題者のいう取らせる問題を死守するだけで合格する）
- ・手を広げない勇気を持つ！

② 他者と時間を共有する。

③ とにかく休む（勉強から離れる）こと。

朝倉日出男

担当講座	<p>中上級択一講座「択一で逃げ切る講座」 2018ver.</p> <p>～択一で上乗せ点も含め 60 問得点し逃げ切る！ 8 月末開講（全 40 回）</p>
	<p>中上級記述講座「記述で守り切る講座」 2018ver.</p> <p>～連想力+解答力で記述の基準点+αを守り切る！ 11 月開講（全 16 回）</p>
	<p>基礎（再）構築「ミニマムコンプリート基本講座」 2018ver.</p> <p>～基礎 or 基礎再構築を通じ秋スタートで確実な合格を目指す！ 9 月開講（全 90 回）</p>
ブログ	<p>「司法書士試験 ライジングサン」</p> <p>http://sihousyosisikennrisingsun.blog.jp/</p>
Twitter	<p>「司法書士試験 ライジングサン」</p> <p>https://twitter.com/ddgbs103</p>
HP	<p>「司法書士試験総合情報サイト」</p> <p>http://blog.livedoor.jp/sihoushiyosirising-sougou/</p>

【近日開催無料ガイダンス】

☆ 【分厚いテキストが回しきれない人は Asakura ミニマムレポートで！】

- ・ 東京本校 7月15日（土）14：30～15：30

☆ 【ミニマムコンプリート基本講座ガイダンス】

～ Asakura ミニマムレポートだからできる！秋開校・基礎から2018年合格！

- ・ 福岡本校 7月22日（土）14：10～15：10
- ・ 大阪本校 7月23日（日）12：10～13：10
- ・ 東京本校 7月29日（土）12：10～13：10
- ・ 横浜本校 7月29日（土）17：40～18：40
- ・ 岡山校 7月30日（日）15：10～16：10

☆ 【択一で逃げ切る講座ガイダンス】

～ テキスト・講義回数がコンパクトなのに効果絶大！択一で60問取る方法！

- ・ 福岡本校 7月22日（土）13：00～14：00
- ・ 大阪本校 7月23日（日）11：00～12：00
- ・ 東京本校 7月29日（土）11：00～12：00
- ・ 横浜本校 7月29日（土）16：30～17：30
- ・ 岡山校 7月30日（日）14：00～15：00

☆ 【過去5年、勝負のキメ脚徹底分析 H30合格戦略会議】

～ 過去5年分のデータを分析し、無駄の無い効果的な学習法をご提供！

- ・ 横浜本校 8月19日（土）11：00～12：30
- ・ 東京本校 8月19日（土）17：00～18：30
- ・ 大阪本校 8月20日（日）11：00～12：30
- ・ 名古屋本校 8月27日（日）14：00～15：30

講師レジュメ③・記述式（不登）

辰巳専任講師 司法書士 小玉 真義 講師

第1欄について

登記申請順序の検討

第1欄

(1) 甲建物について1番目に申請した登記

登記の目的	2番所有権登記名義人住所変更	
申請 事 項	登記原因 及びその日 付	平成29年6月14日住所移転
等	上記以外の 申請事項等	共有者甲野一郎の住所 東京都港区六本木八丁目10番10号 申請人 甲野一郎
添付情報	コ	

(2) 甲建物について2番目に申請した登記

登記の目的	2番所有権更正	
申請 事 項	登記原因 及びその日 付	錯誤
等	上記以外の 申請事項等	所有者 東京都港区六本木八丁目10番10号 甲野一郎 権利者 甲野一郎 義務者 甲野花子 甲野次郎 甲野三郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報	イ, 千, ツ, ト, ナ	

(3) (X) の欄に記載すべき事実・法律行為

- ・ 甲野太郎の法定相続人は、甲野花子、甲野一郎、甲野次郎及び甲野三郎である。
- ・ 甲野次郎は、生前甲野太郎から、法定相続分相当額を超える贈与を受けた。
- ・ 甲野三郎は、東京家庭裁判所に対し、相続放棄の申述をし、平成 28 年 12 月 19 日、同申述を受理する審判がされた。
- ・ 甲野花子と甲野一郎及び甲野次郎の間において、平成 29 年 5 月 5 日、甲建物を甲野一郎が取得する旨の遺産分割協議が成立した。
- ・ 甲建物につき平成 29 年 5 月 23 日東京法務局受付第 26555 号において、法定相続による所有権移転登記がされた。
- ・ よって、前記登記に錯誤がある。

<問題文の要約>

別紙 1(甲建物の登記記録)

平成 29 年 5 月 23 日を受付年月日とし、甲区 2 番で代位により、甲野太郎から甲野花子、甲野一郎、甲野次郎、甲野三郎への相続による所有権移転の登記がされている。

事実関係 2, 3 及び別紙 2, 3

甲野太郎の相続人のうち、甲野次郎は相続分のない特別受益者であり、甲野三郎は相続放棄者である（事実関係 2）。

平成 29 年 5 月 5 日、甲野太郎の相続人全員の間で甲建物を甲野一郎の単独所有とする旨の遺産分割協議がされている（事実関係 3、別紙 3）。

従って、別紙 1 の甲区 2 番で登記されている相続による所有権移転登記は、当初から誤っている登記ということになる。

⇒①2 番所有権更正の登記を申請する。

事実関係 6

甲野一郎は平成 29 年 6 月 14 日、住所を移転している（事実関係 6）。

従って、平成 29 年 6 月 15 日に所有権更正の登記を申請する際、前提として甲野一郎の登記名義人住所変更の登記を申請しなければ、申請書記載の住所と登記記録上の住所に不一致が起こることになり、所有権更正の登記の申請が却下されてしまうことになる。

⇒②2 番所有権登記名義人住所変更の登記を申請する。

<登記申請の順番>

②の登記が①の登記の前提登記となるので、②→①の順で申請する。

添付情報の検討

1番目(コ)

① 登記原因証明情報

コ・甲野一郎の住民票の除票の写し(本籍及び従前の住所の記載あり。)

② 代理権限証明情報

・甲野一郎の委任状

2番目(イ, 千, ツ, ト, 十)

① 登記原因証明情報

イ・登記原因証明情報(別紙 4)

② 本人確認情報

千・司法書士法務直子が作成した本人確認情報

③ 印鑑証明書

ツ・甲野花子の印鑑に関する証明書

ト・甲野次郎の印鑑に関する証明書

十・甲野三郎の印鑑に関する証明書

④ 代理権限証明情報

・甲野一郎, 甲野花子, 甲野次郎及び甲野三郎の委任状

第2欄について

登記申請順序の検討

第2欄

(1) 甲建物について1番目に申請した登記

登記の目的		1番抵当権変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成28年10月2日連帯債務者甲野太郎の相続
	上記以外の申請事項等	連帯債務者 東京都港区六本木八丁目1番1号 甲野花子 東京都港区六本木八丁目10番10号 甲野一郎 東京都港区六本木八丁目2番2号 甲野次郎 権利者 株式会社すみれ銀行(会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		オ.カ.ス.チ.テ

(2) 甲建物について2番目に申請した登記

登記の目的		1番抵当権変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成29年6月14日連帯債務者甲野一郎の住所移転
	上記以外の申請事項等	連帯債務者甲野一郎の住所 東京都港区六本木八丁目10番10号 権利者 株式会社すみれ銀行(会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		コ.ス.チ.テ

(3) 甲建物について3番目に申請した登記

登記の目的		1番抵当権変更
申請事項等	登記原因及びその日付	平成29年6月15日連帯債務者甲野花子、甲野次郎の債務引受
	上記以外の	連帯債務者 東京都港区六本木八丁目10番10号 甲野一郎

等	申請事項等	権利者 株式会社すみれ銀行(会社法人等番号 0100-01-123456) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		ウ.ス.千.テ

＜問題文の要約＞

別紙 1(甲建物の登記記録)

乙区 1 番に、抵当権者を株式会社すみれ銀行、連帯債務者を甲野太郎及び甲野一郎とする抵当権が設定されている。

事実関係 7, 8 及び別紙 5

平成 29 年 6 月 14 日、株式会社すみれ銀行の担当者より連帯債務者甲野太郎の相続による抵当権変更の登記を申請してほしい旨の依頼があった。(事実関係 7)。

平成 29 年 6 月 15 日付で、株式会社すみれ銀行に対する債務につき、甲野一郎が甲野花子及び甲野次郎の債務を引き受ける旨の債務引受契約が遺産分割によらずに締結された。

(事実関係 8, 別紙 5)。

⇒① 1 番抵当権の相続による債務者の変更の登記を申請する。

⇒② 1 番抵当権の甲野花子、甲野次郎の債務引受による債務者の変更の登記を申請する。

事実関係 6

甲野一郎は平成 29 年 6 月 14 日、住所を移転している(事実関係 6)。

株式会社すみれ銀行は、当該債務引受に係る登記のほか、申請することができる登記があれば、そのすべての登記を申請してほしい旨の申出をしている(事実関係 8)。

⇒③ 抵当権の債務者の住所変更による変更の登記を申請する。

＜登記申請の順番＞

③の登記が①及び②の登記の前提登記となる。

もっとも、〔事実関係に関する補足〕4 において、「権利部(甲区)又は権利部(乙区)の各区において、複数の登記の申請をする場合には、登記原因の日付の最も古い順に登記を申請」とあることから、その順番に従い、①→③→②の順番で申請することになる。

添付情報の検討

1番目(オ.カ.ス.千.テ)

① 登記原因証明情報

オ・甲野太郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本

カ・甲野三郎の相続の放棄の申述の受理証明書

② 登記識別情報

ス・甲建物について平成29年6月29日以前に通知された所有権に関する登記識別情報

③ 本人確認情報

千・司法書士法務直子が作成した本人確認情報

④ 印鑑証明書

テ・甲野一郎の印鑑に関する証明書

⑤ 代理権限証明情報

・株式会社すみれ銀行の代表者及び甲野一郎の委任状

2番目(コ.ス.千.テ)

① 登記原因証明情報

コ・甲野一郎の住民票の写し

② 登記識別情報

ス・甲建物について平成29年6月29日以前に通知された所有権に関する登記識別情報③
印鑑証明書

③ 本人確認情報

千・司法書士法務直子が作成した本人確認情報

④ 印鑑証明書

テ・甲野一郎の印鑑に関する証明書

⑤ 代理権限証明情報

・株式会社すみれ銀行の代表者及び甲野一郎の委任状

3番目(ウ.ス.千.テ)

① 登記原因証明情報

ウ・債務引受契約書(別紙5)

② 登記識別情報

ス・甲建物について平成29年6月29日以前に通知された所有権に関する登記識別情報③
印鑑証明書

③ 本人確認情報

千・司法書士法務直子が作成した本人確認情報

④ 印鑑証明書

テ・甲野一郎の印鑑に関する証明書

⑤ 代理権限証明情報

・株式会社すみれ銀行の代表者及び甲野一郎の委任状

第3欄について

第3欄

(1) 甲建物について1番目に申請した登記

登記の目的		賃借権設定
申請事項等	登記原因及びその日付	平成29年6月30日設定
	上記以外の申請事項等	賃料 1月金665万円 支払時期 毎月末日 存続期間 平成29年6月30日から20年 敷金 金3125万円 賃借権者 株式会社ベイパスタ(会社法人等番号 0200-01-567890) 義務者 甲野一郎 登記識別情報を提供することができない理由 不通知
添付情報		工. ス. 千. テ
登録免許税額		金83万7800円

(2) 甲建物について2番目に申請した登記

登記の目的		3番賃借権の1番抵当権, 2番根抵当権に優先する同意
申請事項等	登記原因及びその日付	平成29年6月30日同意
	上記以外の申請事項等	権利者 株式会社ベイパスタ(会社法人等番号 0200-01-567890) 義務者 株式会社すみれ銀行(会社法人等番号 0100-01-123456) 株式会社わかば銀行(会社法人等番号 0100-01-654321)
添付情報		キ(賃借権が先順位の(根)抵当権に優先する事実を証するもの), セ. ヴ. ニ(株式会社もみじファイナンスのもの)
登録免許税額		金3000円

＜問題文の要約＞

事実関係 11～15 及び別紙 6

平成 29 年 6 月 17 日，株式会社ベイパスタから甲野一郎に対して，甲建物を賃借したい旨及びその賃借権を先に登記されている抵当権及び根抵当権に対抗することができるようにしたい旨の申出をした。（事実関係 11，12）。

平成 29 年 6 月 30 日，全ての利害関係人の承諾が揃った。（事実関係 15）。

※別紙 6 の賃貸借契約書の内容から登記事項を抽出して書き出すという問題。

⇒①賃借権設定の登記を申請する。

②3 番賃借権の 1 番抵当権，2 番根抵当権に優先する同意の登記を申請する。

添付情報の検討

1 番目(エ, ス, チ, テ)

① 登記原因証明情報

エ・賃貸借契約書(別紙 6)

② 登記識別情報

ス・甲建物について平成 29 年 6 月 29 日以前に通知された所有権に関する登記識別情報

③ 本人確認情報

チ・司法書士法務直子が作成した本人確認情報

④ 印鑑証明書

テ・甲野一郎の印鑑に関する証明書

⑤ 代理権限証明情報

・株式会社ベイパスタの代表者及び甲野一郎の委任状

2 番目(キ(賃借権が先順位の(根)抵当権に優先する事実を証するもの), セ, ソ, ニ(株式会社もみじファイナンスのもの))

① 登記原因証明情報

キ・登記原因証明情報(賃借権が先順位の(根)抵当権に優先する事実を証するもの)

② 登記識別情報

セ・甲建物乙区 1 番の登記識別情報

ソ・甲建物乙区 2 番の登記識別情報

③ 承諾証明情報

ニ・登記原因につき第三者の許可, 同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者に関する印鑑証明書(株式会社もみじファイナンスのもの)

⑤ 代理権限証明情報

・株式会社ベイパスタの代表者, 株式会社すみれ銀行の代表者及び株式会社わかぼ銀行の代表者の委任状

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335